

第9次芦屋すこやか長寿プラン21(原案)への意見及び市の考え方一覧

- 1 募集期間:令和2年12月14日(月)~令和3年1月22日(金)
提出件数:10人26件
- 2 意見の趣旨及び市の考え方
取扱区分:A(意見を反映)1件, B(実施にあたり考慮)7件, C(原案に考慮済み)8件, D(説明・回答)10件

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
1	第1章 計画策定の背景と趣旨	P1	網羅的な本計画を読み、芦屋市の高齢者を取り巻く状況や問題点が具体的にわかり、全体像が理解できた。1. ◆「計画策定の背景と趣旨」に関して40数年先の2065年の高齢化率を「1人の高齢者に対して現役世代が1.3人」と述べているが、その意図を図りかねる。「だから、費用総額を抑える、サービス充実の方向ではなく、サービス低下もやむなし」と言いたい計画なのだろうか、と思ってしまう。本筋は、増加していく高齢者の福祉をどう確保・向上させていくか、を論じることと思う。そのためプラン21であるはずである。全体を読むと「切り捨てていく」というよりも「寄り添っていこう」という姿勢が見られるのに残念だ。	D	本計画P1の計画策定の背景と趣旨に記載している「高齢者に対して現役世代が1.3人」と記載していることについては、今後、高齢者人口の増加と少子高齢化が見込まれる中で、次段落以降にも記載しているように、地域包括ケアシステムの深化・推進や高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮しつつ、サービスを必要とする人に適切なサービスが提供できるよう体制を整備していく必要があるため、本計画を策定するという趣旨ですので、ご理解をお願いいたします。
2	第2章 高齢者の現状と将来推計	P21	① 市内高齢者の実態について正確に把握したうえでの計画にすべき。 1. 65才以上の高齢者の就労状況(健康状況) 2. 65才以上の高齢者の現役引退後の生活状況(健康で活動出来ている人の把握) 3. 高齢者の活動に対する優待処置(例・市民税減税処置による高齢者活動団体への加入促進、行政によるポイント付加、高齢者の活動への義務付け等の施策により高齢者の社会活動の活発化・健康維持を図り健康長寿化を実現) ②実態(推定) 1. 芦屋市老人クラブ連合会会員 約2400人(健全活動者) 2. 芦屋市シルバー人材センター会員 約1100人 3. 芦屋川カレッジ活動者 約700人(現に活動している人) 4. 介護認定者 約5700人 5. 活動不全者 約2800人(想像推定) 6. 就労者(現役・現役並み) 約8500人(想像推定) 7. 活動不明者(趣味・運動) 約6800人(想像推定) 従って、上記項目7の活動不明者の実態解析により、将来の介護支援者の推定をして計画すべきで、項目7のうち約半数以上は健全活動者、残りがフレイル対象者と推定される。いうなれば、この3400人の人が福祉計画のキーパーソンなのか?的はずれな問いかもしれないが、正確な数字があれば提示願いたい。	D	市内の高齢者の実態については、すべての高齢者の方を把握することは困難ですので、本計画の策定にあたり、市民の生活実態などを把握するとともに、計画策定の基礎資料とすることを目的として、市民へのアンケート調査を実施しております。アンケートの中では、就労状況や健康状況、現在の生活状況についてもお伺いし、把握をしたうえで、計画を策定しております。また、高齢者に対する優遇措置については、今後の取組の参考とさせていただきます。なお、②の実態については、芦屋市老人クラブ連合会会員数やシルバー人材センター会員数、介護認定者数などの数は把握可能ですが、重複する方や介護認定者であっても趣味活動等の活動もされていることからご指摘の方法での推定は困難と考えております。なお、高齢者のフレイル対策については、本計画のP83~P84にも記載している高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業などの介護予防施策の推進により、適切に取り組んでまいります。

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
3	第2章3 アンケート調査 結果にみる高齢 者のニーズ	P21	年金支給額の低額化により、若い年金受給者ほど年金が低いという状況になってきている。今回のアンケートには、高齢者の暮らし向きを聞く内容がないが施策の出発点の一つに、暮らしの実態があつてしかるべきではないか。就労状況をみると大きな変化がないように見えるが、就労世帯は確実に増えているし今後も増えていくと思われる。働けなくなったら年金で暮らしていけるのか、保険料や利用料の負担は大きくないのかなど問うたうえで、判断すべきことが多いのではないかと思う。	C	高齢者の現在の暮らし向きについては、本計画の策定にあたり、「現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じますか。」という設問をアンケート調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)にて実施し、「第9次芦屋すこやか長寿プラン策定に向けたアンケート調査報告書」のP8に前回調査と比較し掲載しております。本計画の本編には、すべてのアンケート結果を掲載することはできませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。
4	第2章6 次期計画策定に かかる主な課題	P58	2. ◆【課題10】介護人材不足への対応 p.58 介護人材の不足は喫緊の課題、「求人しても応募がない」と書かれている。 ・「芦屋は良い介護サービスだ」と言われ、それを支えるためには、当然のことながら大幅な賃上げ(全産業比で10万円/月の差があると言われていた)による待遇改善が必要である。市としても待遇改善に向けての支援などの施策を願いたい。 ・また介護サービス等ケア労働を支えるのは女性が主体でありジェンダー平等の課題でもある。そういうケア労働へのリスペクトだけではなく賃上げ等の待遇改善を期待する。そうすれば「芦屋市の介護施設は待遇がよいので働きたい」と人が集まる。	D	今後、介護保険サービスの利用者が増加すると見込まれる中、介護職員の確保・離職防止は喫緊の課題であり、国・県・市の役割分担のもと、人材確保・育成に取り組んでいく必要があります。介護職員の処遇改善については、2017年度の臨時報酬改定において、月額平均1万円相当の処遇改善が実施され、さらに介護人材確保をより一層すすめるため、2019年10月からは介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について、月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠とした特定処遇改善加算が創設されました。このような介護職員の処遇改善にもつなげる介護報酬の見直し等については、引き続き、実施にあたって、国に求めていくとともに、本市においても、本計画のP89に記載している市独自の研修受講費補助を実施するなど、介護職員の支援に取り組んでまいります。
5	基本目標1-4 認知症ケアの推 進	P70	芦屋市シルバー人材センターでは、会員全員が認知症サポーターにという目標を立て現在、認知症養成講座を受講した会員は247名となっています。この会員を中心に、当センター「はつらつ館」東隣りで運営している「小町カフェ」を認知症の人やその家族が気楽に集える居場所として活用したいと考えています。このような場所を拡大していくための支援があれば良いと考えています。	B	本計画では、地域で認知症や若年性認知症の人を見守ることができる体制を整備し、本人及び家族がいつまでも地域で暮らしやすい「認知症にやさしいまち」を目指しております。P70 1-4認知症ケアの推進の地域で支える体制づくりのなかでも、認知症の人やその家族が気軽に集える居場所づくりを挙げており、今後も連携した取組を行ってまいりたいと考えております。また、シルバー人材センターの会員の皆様が、認知症への理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を受講して頂いていることに改めて感謝いたします。
6	基本目標1-4 認知症ケアの推 進	P70	4. ◆1-4 認知症ケアの推進 【施策の方向】地域で支える体制づくり p.70 ・地域での見守り推進、是非お願いしたい。 ・今年に入って奥池地域でも行方不明者があつた。幸い地域の方が保護されていて大事には至らなかった。市や警察の広報で、芦屋市内でも少なからず発生していることを知らせるとともに、自治会などで模擬訓練をすることは周知にもなると思う。	C	ご意見ありがとうございます。今後、本計画に基づき、認知症の方を地域で支える体制づくりの推進も含めた認知症ケアの推進を進めてまいります。

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
7	基本目標1-4 認知症ケアの推進	P70	<p>4. 認知症施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このコロナ禍で、巣ごもり生活が継続するとますます人との交流もなくなり高齢者の方の認知症が進行すると危惧している。今回の計画で、新しい取り組みとして認知症サポーターとともに居場所づくりに取り組んだり、若年性認知症の方への支援も強化することなどで期待している。 ・芦屋市として認知症対策の全体像が見えづらく、財政問題で神戸市のような取り組みは難しいとしても芦屋市の強みを生かして認知症にやさしい街づくりを縦割りではなく福祉教育にも取り入れてチームあしやで取り組んでいきたい。 ・5×2=10(一日5人の人とおしゃべり、週に2回は気晴らし外出、友達10人)を地域の皆さんと一緒に励んでいます。コロナ禍にあっても「どうしてる?」と気にかけてあげよう近所づきあいからはじめようと思っています。 	D	<p>日頃より、本市の高齢者福祉と介護保険の推進にご協力を頂きありがとうございます。今後、本計画に基づき、認知症の方を地域で支える体制づくりの推進も含めた認知症ケアの推進を進めてまいります。</p>
8	基本目標2-1 生きがいづくりの推進	P74	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ(はびねすクラブ芦屋)の活動について、市の広報やケーブルテレビなど様々な機会を捉えて周知を行うことが、新規会員の確保や活動を知ってもらうのに効果的である。 ・継続的な活動を行うためには、次世代を担う若い世代のリーダー育成が必須である。 	A	<p>地域で高齢者の自主的な活動を行う老人クラブの活動は大変重要と考えております。広報紙やケーブルテレビ等により活動内容や「はびねすクラブ芦屋」の愛称等について効果的な周知を行い、新規会員の加入を促進してまいります。また、会員内の若い世代のリーダー育成についても支援いたします。</p> <p>頂いたご意見についてはP74老人クラブへの活動支援の項目に取り入れさせていただきます。</p>
9	基本目標2-1 生きがいづくりの推進	P76	<p>高齢者生きがい活動支援通所事業について令和5年度までの利用者を約2,000人増加させる目標値となっていますが、この通所事業の中に「回想法」講座を取り入れて頂くことで、閉じこもりの高齢者の社会参加の促進にもつながるものと考えています。</p>	B	<p>ご意見ありがとうございます。高齢者生きがい活動支援通所事業の参加者や関係機関と活動内容を検討する際の参考にさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
10	基本目標2-1 生きがいつくり の推進	P77	1. 老人福祉会館の活用 ・高齢者福祉と介護保険のパンフレットに「老人福祉会館」の紹介してほしい。 ・費用対効果で言うと今でも入浴施設が必要なのか、シルバー人材センターの受付係の方が2人も必要なのか疑問。 ・老人福祉会館の活用については、囲碁愛好会の活動が成熟して住民主体で上手くいっている。その反面、貸し出しについての情報が市民に伝わっていないし、故障中のマッサージ機も不要であれば早く処分し、多世代交流の場としても利用してはどうか。	B	老人福祉会館を多くの高齢者が活動場所として利用していただけるように、パンフレットへの記載や広報紙を利用し効果的な情報発信に努めてまいります。施設のあり方及び管理については利用者のニーズと安全面も考慮して運営しておりますが、効果的な運営について適時見直しを行います。また本計画では新規でのイベント開催も目標としており、多世代交流の機会になるようなイベントの企画を検討してまいります。
11	基本目標2-1 生きがいつくり の推進	P77	5. ◆2-1 生きがいつくりの推進【施策の方向】・・・移手段の確保・・・ p.77 ・阪急バスは、芦屋⇄有馬温泉の便を土日祝日のみ4便/日でしかも冬季運休(12/1～3/31)と廃便・減便した。奥池地域だけでなく市内の高齢者で、バスで有馬温泉に入湯・湯治に定期的に通っていた人は少なくない。またハイキングで有馬温泉に行きバスで帰る高齢者もいる。平日(また冬季)も有馬温泉便を運行するよう阪急バスに要請してほしい。また採算面があるなら市から補助金(?)を出してほしい。 ・平日は、大型バスでなくてもマイクロバスでもOK。芦屋からハイランド回りのバスに奥池で連絡して、奥池⇄有馬温泉の往復をマイクロバスで、という方法も考えられる。	D	頂いたご意見については、市から阪急バスにお伝えいたします。なお、阪急バスへの補助金については、財源等の課題もあり、困難と考えています。
12	基本目標2-2 就労支援の充 実	P79	芦屋市シルバー人材センターでは「回想法」講座を開催し実践しています。回想法は自らの経験や昔懐かしい出来事を思いだし語り合うことで脳が活性化し介護予防につながる可能性があると言われていました。また、「回想法」を活用している、自治体はあまりないようですが、芦屋市が他都市に先立って、行政や関係団体等と連携し様々な場所で「回想法」を推進し介護予防の一助となればと考えています。	B	シルバー人材センターでの介護予防の取組みや地域貢献活動に大変感謝しております。今後市や関係機関の介護予防事業の実施にあたって、連携した取組が可能かどうか検討させていただきます。

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
13	基本目標2-3 高齢者の住まいの確保と住環境の整備	P79 ~ P80	計画では特養ホームとケアハウスの整備が掲げられているが、年金が少ない高齢者が増えているので高額介護施設へ入所できる人はますます限られてくるとされる。老後のたくわえに2000万円必要といわれるが、それは生きてゆくために必要な金額であり、介護施設入所の一時金にあてることができるものではない。特養待機者は500人超。これからさらに増えることが予想される。今後は、空き家、空きマンションなどを介護施設に転用するなどコストを抑え、低年金生活者への要求にこたえる方向も検討することを計画に入れてはどうだろうか。	B	高齢者が可能な限り住み慣れた日常生活を営むことができるようにする地域包括ケアシステムの推進においては、住環境の整備や多様な住まいの確保は、重要な要素の一つです。本計画のP79にも記載しておりますように、特別養護老人ホームの整備に加え、高齢者が住環境の整備や長寿社会に対応した高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の多様な住まいの選択が可能となるよう頂いたご意見も参考にしつつ、取組を進めてまいります。
14	基本目標3-1 地域における介護予防の推進	P82	父が市内に住んでいます。今は見守りが必要な程度ですので、このまま元気でいてほしいと思っております。今は趣味なども楽しんでいますので、好きなようにと思っていますが、いずれ介護が必要になるだろうと思っています。子供達の言うことはあまり聞きませんが、本人はこのまま自宅で暮らしたいと思っています。計画を拝見していると介護予防の体操教室があるとのことですが、そのようなものがあるとは、よく知りませんでした。もっと広報して頂けるとありがたいですし、ぜひ父にも利用してもらいたいなと思いました。	C	本計画P82に介護予防活動の普及・啓発について記載しており、「さわやか教室」などの介護予防活動や健康づくりに関する知識の普及啓発などの取組を進めることを記載しております。現在は、広報紙やホームページで介護予防センターや「さわやか教室」などの介護予防教室について周知するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により閉じこもりがちな方に対して、「自宅で行える体操」として、ホームページやケーブルテレビによる動画の配信等の取組も行っております。本計画においては、これまで以上に、効果的な周知に努め、一人でも多くの方に介護予防に取り組んで頂けるよう施策を進めてまいります。
15	基本目標4-2 介護人材の確保・資質向上及び業務効率化への支援	P89	高齢者福祉をはじめ、「人の尊厳」を守る仕事はきわめて高い「人の働き」を必要としている。「基本目標4」で「介護人材の確保」を掲げているのは当然だが、「イベントなどで、芦屋市介護サービス事業所等と協働し、介護現場の理解や介護人材の確保につながる取組を実施します。」ということも必要かもしれないが、「核心から外れたこと」と言わざるを得ない。介護労働の過酷さに反した処遇の低さは、あまりにひどく、多少とも介護を論じる人のなかでは「常識」のはずだ。まして「コロナ禍」のもとで、いっそう切実・深刻になった。にもかかわらず、原案で「介護に携わる方々の処遇改善」に触れていないとはどういうことか、理解できない。国に求める課題であるにしても、そのことを明記するべきだろう。	B	本計画P89に「人材確保に必要な事項として、(中略)介護職員の更なる処遇改善等が挙げられており、こうした課題に対応するために、多方面からの人材確保の取組を進めます。」と記載するとともに、「介護職の処遇改善につながる処遇改善加算等について、(中略)介護保険事業所への丁寧な周知に努める」ことを計画に記載しております。介護職員の処遇改善については、2017年度の臨時報酬改定において、月額平均1万円相当の処遇改善が実施され、さらに介護人材確保をより一層すすめるため、2019年10月からは介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について、月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠とした特定処遇改善加算が創設されました。このような介護職員の処遇改善にもつながる介護報酬の見直し等については、引き続き、実施にあたって、国に求めていくとともに、本市においても、本計画のP89に記載している市独自の研修受講費補助を実施するなど、介護職員の支援に取り組んでまいります。

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
16	基本目標4-3 新型コロナウイルス等の感染症対策の徹底	P90	今度の3年間は、コロナ感染症への対策がなくて進められないのではないだろうか。その点で、高齢者の命と健康を守るとともに介護施設・事業所を守るという観点からも、社会的検査は欠かせないことではないだろうか。現在の状況では、介護施設でのクラスター発生は、死者をだし、医療機関をひっ迫させる要因になっている。芦屋市として介護保険事業者の社会的検査を行うことを施策として掲げてほしい。	C	新型コロナウイルス感染症への対応については、国・県・市の役割分担のもと、取組を行っているところであり、PCR検査に関する支援では、現在、兵庫県において、新規入所施設等入所者や職員に対するPCR検査の実施が検討されているところであり、市からも市内事業者に対して必要な情報提供を行っているところです。また、本市としましては、本計画のP90～P91にかけて記載のとおり、引き続き、市内介護保険事業所等と連携して、クラスターの発生の防止など、徹底した感染症対策に取り組むとともに、必要な支援策を講じてまいります。
17	基本目標4-3 新型コロナウイルス等の感染症対策の徹底	P90	6. 4-3 介護サービス事業者の質の向上と監査体制の充実 p.90 ◆新型コロナウイルス等の感染症対策の徹底に関連して ・全国的には医療機関や介護施設でのクラスター発生が最も多いと言われている。従って芦屋市においても、医療機関や介護施設の職員や利用者に対し社会的検査、すなわち定期的(例:隔週とか)にPCR検査を実施して陽性者を保護・隔離する施策を実行するべきだと思う。(検査費用は全額国費で賄えると聴いている。)	C	

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
18	基本目標4-4 低所得者への 配慮	P91 ～ P92	3. ◆4-4 低所得者への配慮 p.91 ・「低所得者への配慮に取り組みます」とあり、評価できる。芦屋市は高額所得者ばかりではないので低所得者にやさしい姿勢でお願いしたい。取組みを拡大して いってほしい。	C	65歳以上の方の保険料は、所得に応じた段階制となっておりますが、本市では、国標準の9段階と比べ14段階に細分化することで、より負担能力に応じたきめ細やかな保険料段階設定とし、低所得者への配慮を行っています。さらに保険料が第1段階から第3段階の方については、消費税を財源とする公費による保険料軽減に加え、収入・資産が一定以下である等の要件を満たし、特に生活が困窮している方には、市独自の保険料の減免制度を設けています。また、第4段階の方の介護保険料については、本計画では新たに、国の標準割合よりも低い独自の割合を設定し、保険料を軽減する予定としております。本計画のP91～P92に記載のとおり、引き続き、国及び市の減免施策を適切に実施してまいります。
19	基本目標4-4 低所得者への 配慮	P91 ～ P92	「施策の方向」には、コロナによる失業等に対するものを告知するという以外には新たな施策はないように見える。コロナの影響は、来年度の年金を0.1%引き下げるが、実は70歳以上の高齢者バージョンで消費者物価指数を出せば0.4%の上昇になっているので、高齢者にはあわせて0.5%の負担増が押し寄せることになる。ぎりぎり生活している低所得者には、来年度の生活はさらに大変になることが予想される。また、一方このプランの「保険料の月額基準額推計」では、現行の5490円から100円～400円の幅で保険料が上がるという数値が示されており、低所得者はさらに負担増に泣かされることになる。最近新聞報道された介護報酬の引き上げが市の推計にどれくらい反映されているかわからないが、反映前のものであるとすればさらに保険料引き上げの要因になる。「低所得者への配慮」に新たな減免制度の拡充が必要ではないだろうか。介護保険料が生活を脅かすということになりかねない。また生活が厳しく利用料1割が払えなくなれば、何のための介護保険かということになる。「誰一人取り残さない」という視点をこの計画に組み込むのであれば、なおさらに保険料、利用料とも減免制度の拡充を求める。	C	
20	基本目標4-5 介護保険サービスによる居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの充実	P93	父が市内に住んでいます。今は見守りが必要な程度ですが、どうしても重たい介護が必要になったときには、私も年ですので、施設に入れるようにして頂きたいです。なかなか老人ホームに入れないということも友人から聞きます。よろしく願いいたします。	C	本計画P93に施設サービスの安定した供給の推進として、本計画期間において、特別養護老人ホームとケアハウスを整備し、施設入所待機者の解消を図ることとしております。また、医療的な支援が必要な利用者への「訪問」・「通い」・「泊り」のサービスを組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護の整備も行う予定です。本計画において、介護が必要になっても引き続き、住み慣れた地域で暮らせるよう介護基盤の整備を行ってまいります。

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
21	第5章 第1号被保険者の保険料の推計	—	保険料基準月額額の推計では、また値上がりが見込まれています。年金は0.1%減であり、もともと少ない年金に対して保険料が高すぎます。このまま上がり続けるのでは、本当に困ります。国・県・市の負担割合を増やし、保険料を下げたいと思います。	D	介護保険制度は、介護を必要とする高齢者や家族の負担を社会全体で支えあう仕組みであり、第8期計画期間中における介護サービスに要する費用は、利用者負担を除く50%を国・県・市の公費で、27%を40歳から64歳の現役世代からの保険料で賄い、残りの23%について65歳以上の高齢者からの保険料で賄うこととなり、これは法令で定められた全国共通のルールとなっています。また、第1号被保険者の保険料は、第8期中において見込むサービス給付費のうち第1号被保険者が負担すべき給付費を第1号被保険者で割ることによって算定されます。本市においても、高齢化に伴う要介護認定者の増加、サービス給付費の増加が見込まれ、第8期の介護保険料が上昇する原因となっておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。国には、介護保険の安定的な運営を図るため、介護給付費の国の負担割合を引き上げる財政支援措置を講ずるよう引き続き要望してまいります。また、本市といたしましても、介護保険料の上昇の抑制にも繋がる高齢者の生きがい・社会参加の促進や介護予防などの取組を推進してまいります。
22	その他意見	—	施設サービスとして、特養ホームができるのはいいことですが、予定地は災害の心配はないのでしょうか。	D	特別養護老人ホームの建設が現在予定されている市立芦屋高校跡地については、北西部分及び隣接する斜面部分が土砂災害警戒区域(急傾斜地)に指定されていますが、本市において既に、土砂崩落防止対策工事を実施しており、また、市による定期点検も併せて行っております。また、運営開始後は、特別養護老人ホームを運営する法人においても、避難確保計画の作成や定期的な避難訓練の実施等の災害対策を適切に行うこととしております。
23	その他意見	—	春日集会所の存続について ・芦屋市の経済状態、将来の公共施設の計画により打出教育文化センターとの統合を提案されているが、集会所設立の経緯を鑑みても地域住民にとっては到底受け入れられるものでなく、地域で高齢者のための生きがいサービスや各種グループ活動で利用されている状況からもまた、東南海地震に備えて避難所としての機能強化も含めて存続を希望する。	D	春日集会所の再配置につきましては、打出教育文化センターと春日集会所の施設改修に合わせて、集会所機能の移転の検討をしているものであり、今後、地域住民の方と協議してまいります。また、高齢者のための生きがいサービスを含めた身近な地域の通いの場づくりについても、引き続き取り組んでまいります。

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
24	その他意見	一	各地区集会所の老人憩いの場の活用 ・もともとは高齢者福祉施策で「老人憩いの家」があったものが、集会所開設によって「憩いの場」として設置されたが、その本来の定義、運用なども明確になっておらず、各集会所に運営が任せられ市民参画課への活動報告で利用人数が報告される程度で上手く周知されていない。 ・芦屋市としての考え方を明文化し、住民の身近な居場所として、例えば高齢者の通い場事業や子育て世代との交流などでも利用できるようにしてほしい。	D	地区集会所につきましては、指定管理者制度により地区集会所運営協議会のもと、集会所ごとに、地域住民の代表で構成する地区集会所運営協議会が日常の管理運営を行っているところです。老人憩いの場につきましても、地区集会所の管理運営の一環として実施されており、集会所ごとの利用状況等を地区集会所運営協議会において把握された上で、実施回数等、利用のルールについて取り決めをされております。今後も引き続き地区集会所運営協議会連合会と連携しながら、多くの方にご利用いただけるよう地区集会所の適切な運営に努めてまいります。
25	その他意見	一	原案に賛成いたします。計画にも示されている様に、芦屋市において、高齢化が進み前年2月時点での高齢化率は、29.5%であり、兵庫県41市町村の28.7%を上回っています。このような中、同市においても時代に適した法やデザインによるまちづくりが必要であると考えます。 そのためには、高齢者は勿論、障がい者、妊婦、子ども等、全ての市民が利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、上位計画である第5次総合計画の中で示されている「ユニバーサルデザイン(UD)」を取り入れたまちづくりを早急に進めることが必要です。高齢者、障がい者、専門家等による「芦屋市UDのまちづくり協議会」を設けて、議論をしていただきたいと思います。	B	ご意見を頂いた「高齢者は勿論、障がい者、妊婦、子ども等、全ての市民が利用しやすく、暮らしやすい社会」は、基本目標1において記載している地域共生社会の実現と同様の趣旨であり、上位計画である芦屋市地域福祉計画と連携し、引き続き、その実現に向けて取り組んでまいります。ユニバーサルデザインに特化した協議会の設立までは考えておりませんが、誰もが暮らしやすいまちづくりの観点からも取り組みを進め、必要に応じて各関係機関、附属機関等においてもご意見をお伺いしながら進めてまいります。
26	その他意見	一	まずは、前提として「市民意見募集」の在り方への意見を述べる。 かつては「広報あしや」に募集の件名とともに、その説明も付して掲載された。ところが今回は件名だけ。 主権者たる市民に大いに意見・提案を出してほしいとの意欲の後退(欠如)を感じる。 11件もの意見募集であるから、当然ながら関係するテーマ(とくに総合計画、行財政改革、公共施設などは個々の施策にすべて関わる)があるが、応募する際は「個々の件名に応じて」ということになっている。 以上のように、「市民意見募集」についての「総論的な意見」も出しやすくしていただきたい。	D	市民意見募集(パブリックコメント)の在り方につきましては、「広報あしや」では、多くの方に手にとってご覧いただけるよう、文字を大きくし写真を多用するなど視覚的な読みやすさの工夫に努めており、紙面では主だった項目の掲載にとどめ、詳細については市ホームページにてお知らせしているところです。 各計画の市民意見募集(パブリックコメント)では、「広報あしや」で各計画の概要までお伝えするには相当な紙面スペースの確保が必要となるため、スマートフォンなどからも市ホームページへのアクセスが可能なQRコードを表示することにより、各計画の詳細のご確認とともに、意見を送信いただける募集フォームを掲載し、ご意見をいただきやすいよう取り組んでいるところです。ご理解いただきますようお願い申し上げます。 また、複数の計画に関連するご意見の受付につきましては、今後は、提出方法のわかりやすい説明を加えるなど、周知方法を見直してまいります。